

外国人技能実習制度関係者講習会

平成30年12月20日（木）～12月22日（土）宮崎県水産会館において、外国人技能実習制度関係者講習会が開催された。

この講習会については、平成29年11月に外国人技能実習法が施行され、外国人技能実習生を受入している監理団体責任者・技能実習機関責任者に対して一定の講習が義務づけられ、また技能実習機関指導員・生活指導員についても講習の受講が求められております。

技能実習責任者については、3年ごとに、主務大臣が適当と認めて告示した機関（養成講習機関）によって実施される講習（養成講習義務）を受講する必要がある。

このことから、監理団体である（JF 北浦・JF 島浦町・JF 日向市・JF 日南市・JF 南郷・JF 栄松・JF 外浦）より要望を受け、JF 全漁連の協力のもと、養成講習機関である全国労働基準関係団体連合会主催によって講習会を県内の漁業者対象に宮崎会場（宮崎県水産会館）において臨時開催した。

●平成30年12月20日：技能実習責任者講習42名

●平成30年12月21日：技能実習指導員講習40名

●平成30年12月22日：生活指導員講習34名

（各講習人数は、一般受講者は除く）